

## 職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項及び黒石市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

被処分者	処分内容	処分年月日	事案の概要
行政委員会 主事級	減給 10 分の 1 2 月	令和 6 年 8 月 21 日	<p>地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）</p> <p>被処分者は、公共交通機関の利用による通勤手当の受給に当たり、支給要件の確認に必要となる回数乗車券の写しを提出した際、支給対象月とは異なる過去に提出済みの乗車券の写しを複数回にわたり提出し、虚偽の報告を行った。</p>
市長事務部局 係長級	減給 10 分の 1 3 月	令和 7 年 3 月 18 日	<p>地方公務員法第 32 条 （法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反）</p> <p>被処分者は、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、職務の遂行に関し、上司から繰り返し指示や指導を受けていたにもかかわらず、これに従わず複数の事務の遂行を長期間放置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 年度に実施すべき事業で未着手の事業 7 件</li> <li>・令和 6 年度に実施すべき事業で未着手の事業 4 件</li> </ul>